

平成17年6月30日

専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の 取扱いについて（案）

1 専門調査会の設置について

食品安全委員会専門調査会運営規程（平成15年7月9日食品安全委員会決定）により、16専門調査会が設置されている。

各専門調査会は、それぞれの所掌について引き続き調査審議を行う必要がある。

専門調査会名		任命年月日	専門委員数
1	企画専門調査会	平成15年 9月16日	16人
2	リスクコミュニケーション専門調査会	平成15年 9月16日	16人
3	緊急時対応専門調査会	平成15年 8月28日	13人
4	添加物専門調査会	平成15年 9月25日	10人
5	農薬専門調査会	平成15年 9月25日	14人
6	動物用医薬品専門調査会	平成15年 9月25日	15人
7	器具・容器包装専門調査会	平成16年 1月27日	13人
8	化学物質専門調査会	平成16年 3月 1日	12人
9	汚染物質専門調査会	平成15年 9月25日	12人
10	微生物専門調査会	平成15年 9月25日	15人
11	ウイルス専門調査会	平成15年 9月25日	12人
12	プリオン専門調査会	平成15年 8月27日	12人
13	かび毒・自然毒等専門調査会	平成16年 3月 1日	14人
14	遺伝子組換え食品等専門調査会	平成15年 9月25日	15人
15	新開発食品専門調査会	平成15年 9月25日	12人
16	肥料・飼料等専門調査会	平成15年 9月25日	13人
計 16専門調査会		現 員 171人（延 214人）	

※専門調査会の専門委員数については、別途調整する。

2 専門委員の任免方針について

従来、内閣府においては、専門委員等の任期は設定されていなかったが、平成16年8月30日付大臣官房人事課長通知により、専門委員等においても任期を設定することとなったこと等により、今後、内閣府として食品安全委員会における専門調査会の専門委員の任命を行うに当たっても、新たに任期を付して発令することが必要である。

(1) 任 期

任命時より2年経過した専門調査会の専門委員については、原則として専門委員から改選時期に合わせて一斉に辞職願を提出していただき、改選後は原則2年間の任期を付することとする。

ただし、現在の調査審議の継続性等により専門調査会において専門委員の改選を行うことが適当でない場合は、別途検討するものとする。

なお、任期途中での交替の場合は、前任者の残任期間を任期とする。

(2) 改選時期

専門委員は複数の専門調査会を兼務している者も多く、事務の効率化等を考慮し、発令日を統一することとして、発令日は平成17年10月1日とする。

※ 2年を経過していない専門調査会もあるが、今回の一斉改選と合わせて委員の改選を行うこととする。

(3) 考慮すべき事項

① プリオン専門調査会、農薬専門調査会等については、「米国産牛肉等の貿易再開問題」及び「農薬等のポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の急増」など調査審議に当たっての特別な事情を考慮し、今回の一斉の改選時期には専門委員の改選は行わずに、別途検討する。

② 専門委員の選定に当たっての一般的な原則

- ・ 府省出身者は、原則として専門委員に選任しない。
- ・ 70歳以上の者は、原則として専門委員に選任しない。
- ・ 女性専門委員の割合「30%」を達成するよう努める。
- ・ リスク管理機関に設置された食品安全委員会と密接な関係を有する審議会等の委員、臨時委員、専門委員を兼職しないことが望ましい。

(参 考)

食品安全委員会専門調査会運営規程 (平成15年7月9日食品安全委員会決定)

(総則)

第1条 食品安全委員会の専門調査会の設置、会議並びに議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

第2条 委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く。

- 一 企画専門調査会
- 二 リスクコミュニケーション専門調査会
- 三 緊急時対応専門調査会

- 2 専門調査会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- 3 専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する。
- 4 座長は、当該専門調査会の事務を掌理する。
- 5 座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

第3条 企画専門調査会は、食品安全委員会の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議する。

- 2 リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する。
- 3 緊急時対応専門調査会は、重大な食品事故等緊急時における対応のあり方等に関する事項について調査審議する。
- 4 別表の左欄に掲げる専門調査会の所掌は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(議事録の作成)

第4条 専門調査会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した専門委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(専門調査会の会議)

第5条 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）

は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員は、専門調査会に出席することができる。

3 座長は、必要により、当該専門調査会に属さない専門委員あるいは外部の者に対し、専門調査会に出席を求めることができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が専門調査会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年7月9日から施行する。

別表

添加物専門調査会	添加物の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
農薬専門調査会	農薬の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
動物用医薬品専門調査会	動物用医薬品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
器具・容器包装専門調査会	器具・容器包装の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
化学物質専門調査会	化学物質（他の専門調査会の所掌に属するものを除く）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
汚染物質専門調査会	汚染物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
微生物専門調査会	微生物（ウイルスを除く）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
ウイルス専門調査会	ウイルスの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
プリオン専門調査会	プリオンの食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
かび毒・自然毒等専門調査会	かび毒・自然毒等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
遺伝子組換え食品等専門調査会	遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
新開発食品専門調査会	新開発食品の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。
肥料・飼料等専門調査会	肥料・飼料等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。